

令和8年2月4日  
保健福祉政策部  
生 活 福 祉 課

## 最高裁判決への対応を踏まえた保護費等の追加給付に係る支給事務について

### 1 主旨

国は、生活保護費の基準額の引き下げを違法だと認めた令和7年6月の最高裁判決を受け、全受給者に減額分の一部を支給するため、生活保護費の追加支給の取扱いについて本年2月に基準を示す予定となっている。

区としては、今後国が示す基準に合わせ、該当する受給者に追加支給する。

### 2 経緯

国は平成25年8月、当時の物価下落率を反映した「デフレ調整（-4.78%）」と、生活保護受給者と一般低所得者との均衡を図るために「ゆがみ調整」を行い、生活扶助基準を引き下げた。

昨年6月の最高裁判決は、このうちデフレ調整（-4.78%）について、厚生労働省が専門家への諮問を行わず独自に算出した点などを問題視し、引き下げ率の決定は裁量権の逸脱・濫用に当たり違法と判断した。一方、ゆがみ調整については、厚生労働大臣の裁量権の範囲内であり適法とした。

なお、本件訴訟における損害賠償請求については、基準改定自体は違法であっても、厚生労働大臣に国家賠償法上の「故意・過失」が認められないとして、請求は退けられた。

### 3 対応

国は最高裁判決を受け、有識者委員会での検討を踏まえ、デフレ調整（-4.78%）を廃止し、当時の低所得世帯の消費実態に基づいて再算定した基準改定率を-2.49%と設定した。この新たな基準改定（-2.49%）を適用した場合の額と、従前のデフレ調整（-4.78%）に基づいて支給されていた額との差額について生活保護費として追加給付する。

### 4 対象世帯

- ①受給継続世帯（5,368世帯）→定例払いの保護費に上乗せ支給
- ②廃止世帯（6,036世帯）→申請に基づく支給

## 5 所要経費見込み（概算）

### 令和7年度

委託料 14,000,000 円（令和7年度最終補正予算計上予定）

※今後、国から明確に示される給付額の基準を踏まえて実施する。

※委託予定内容

- ・データ抽出のためのシステム改修
- ・抽出後の計算ツールへの入力、支給額計算

### 令和8年度

扶助費 1,140,400,000 円（4①と②の 11,404 世帯分）

## 6 歳入

扶助費 国庫負担予定額 3/ 4 855,300,000 円

委託料 国庫負担予定額 10/10 14,000,000 円

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 国から追加給付額の確定通知、算出ツールが示される

3月 対象者データの抽出

4月 支給に向けた準備作業

6月 受給継続世帯支給開始（4-①）

廃止世帯受付開始

7月 廃止世帯支給開始（4-②）

【○平成 25 年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応（厚労省資料抜粋）】

図 1

